

建築設備検査

建築基準法第 12 条

建築設備検査は、建築基準法第 12 条によって定められる定期報告の義務を根拠とする調査です。
特定建築物として指定された公共性の高い建築物の建設設備に重点をおいた検査です。

【対象となる建築物】

特定建築物として特定行政庁によって指定された建築物のうち、機械換気設備（自然換気設備を除く）、
排煙設備（排煙機または送風機を有するもの）、非常用照明装置が設置されている建築物が検査対象となります。

建築設備検査の内容とは

- | | |
|------------|---|
| 1. 機械換気設備 | 機械換気設備全体を目視して状態を確認すると同時に、機械換気設備の換気量や各部屋の換気量を風速計によって測定した数値を用いて数式で算出します。 |
| 2. 機械排煙設備 | 排煙機の外観・動作・風道・排煙口を目視等で確認し、排煙口の排煙風量を風速計で測定した数値を用いて数式で算出します。予備電源も目視によって外観や作動を確認します。 |
| 3. 非常用照明装置 | 非常用照明が作動するか目視で確認すると同時に、照度計を用いて照度を測定します。電池内蔵型の非常用照明については、非常時の切り替えの作動や充電状況を確認ランプで確認します。 |

検査ができる資格者

建築設備検査を行うことができる資格者は
一級建築士、二級建築士、
指定された講習を受講修了した
建築設備検査員です。



建築設備検査後の定期報告提出先

建築設備検査対象となっている建築物の所在地を
管轄する特定行政庁や業務を委託された一般財団
法人等に提出します。提出先は各特定行政庁によ
って細かく異なります。
大阪の場合は大阪建築防災センターに提出します。



建築設備検査に関する画像



機械換気設備の換気量測定中



機械排煙設備排煙口



照度計による測定



非常用照明設備点灯中 (1)



非常用照明設備点灯中 (2)



蓄電池設備

お問い合わせ先



〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町 6 丁 322 番地 3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyoriken@fork.ocn.ne.jp